

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### (開催要領)

- 1 日時 平成26年11月28日（金）14:50～15:10
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授  
委員 秋山 咲恵 株式会社サキヨーポレーション 代表取締役社長  
委員 原 英史 株式会社制作工房 代表取締役社長

#### <関係省庁>

渕上 和之 林野庁国有林野部経営企画課長  
菫子野 慧 林野庁国有林野部課長補佐  
諏訪 幹夫 林野庁国有林野部課長補佐  
高井 秀章 林野庁国有林野部課長補佐  
長谷川 健一 林野庁国有林野部係長  
山本 周 林野庁国有林野部企画官

#### <事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長  
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

### (議事次第)

- 1 開会
  - 2 議事 国有林野の民間貸付・使用の拡大について
  - 3 閉会
- 

○藤原次長 それでは、次のテーマ「国有林野の民間貸付・使用の拡大」ということでございます。

委員の先生方にはファイルがございます。農水省からも資料をいただいているようでございますが、10月10日の前回の諮問会議で取りまとめました「追加規制改革事項」というところがございますが、その6ページになりますが「国有林野の民間貸付・使用の拡大」ということで、これは2つのことが書いてございます。

1つが貸付先の対象面積の話。

もう一つが、所在する市町村の住民等に限られている話でございます。

国家戦略特区改正法案につきましては御承知のとおり、国会に提出がされたのですが、廃案という扱いになったわけでございますけれども、所在する市町村の住民等に限られているというのは通知のマターであるということで、これを切り離していくいち早く実現をする必要があるだろうということで、本日は農水省の方々にお見えいただいております。

それでは意見交換を始めたいと思いますので、八田座長よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうも、お忙しいところお越しくださいましてありがとうございます。

それでは早速御説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○渕上課長 林野庁の経営企画課長渕上でございます。いつも大変お世話になっております。

今回の「国有林野の民間貸付の使用・拡大」ということで法案の中に入れていただきました。これは秋ぐらいからいろいろな議論をさせていただいて、平副大臣と私どものあべ副大臣との間でも高いレベルで調整をしていただきまして、そういった中で今回「国有林野の民間の貸付・使用の拡大」ということで措置することとしました。

今の藤原次長からもお話をありましたけれども、特区の法案を出させていただく中で、与野党いろんなところからも御議論もございました。残念ながら法案自体は廃案になりましたが、私もこの措置については引き続き対応していこうと思っております。措置の内容につきましては、林地の貸し付けの上限の面積というのが、国有林野の管理経営に関する法律の7条第1項というところで、後ろの2ページ目の上のほうに7条の1項が出ていますけれども、1、2、3、4とあって、4号までその下の5号のところですけれども、ここに「5ヘクタールを超えないとき」と書いてございます。用途又は目的を妨げない限度において、5ヘクタールを超えないときは貸し付けることができるという規定になっておりますけれども、この上限5ヘクタールについて、今回特区の対応として林業経営を一層進めていくという観点から、この面積のところを特区法に改めて定めまして、5ヘクタールから上限面積を2倍の10ヘクタールにするとしているところでございます。

具体的には、こここのところの取り扱いについては先ほども申しましたけれども、法案については、今後また新たに国会に提出されていく中で審議をしていただくということになりますかと思います。この1ページ目に戻っていただきまして、ここに書いてありますように、基本的には民有林の経営規模の拡大というところを後押しし、ひいては地域振興というところも後押ししていきたいと考えております。

さらに、②に書いてありますように、運用通達において、「所在地域の住民が林業等に供する場合に限定」と、後ろの2ページ目の下段のほうに通知の抜粋が書いてありますけれども、そういう限定がかかっております。

これを今回見直しまして、特区に限りましては対象面積を10ヘクタールに拡大した上で、今後通達で規定していこうと思っておりますのは、この対象地域住民というところについて、基本的に民有林と国有林を一体的に活用して、経営規模を拡大して経営を効率化して

いって林業を進めていくといった者を対象にしようと考えております。

こういったことによりまして林野庁といたしましては、民有林の方が国有林の一部について、土地を借りて林業をやっていくというところを広げていくということも一つのツールとして、地域の産業振興といったところを進めていきたいと思っております。

以上、簡単でございますけれども現状を御報告させていただきます。

○八田座長 どうも、ありがとうございました。

委員の方から御質問ございませんか。

○秋山委員 前向きな御説明ありがとうございました。

残念ながら、今回の法案はこういう形になってしまった中でということで、あえてみたいたい話なのですが、見直しの後で面積の拡大については特区法の特例措置をする。ただ、対象者に関しては通達で対処できるということであれば、通達で対応できる部分については先行することということというのは考えづらいのでしょうか。

○渕上課長 基本的にはセットだと考えております。基本的には特区という位置づけの中で、通達事項だけで動くのではなく、法律事項と一体で措置する方がよろしいのではないかとは思います。

○秋山委員 例えばということで申し上げれば、もしこの部分だけでも先行してやりたいという具体的な事業者さんですとか、そういうものがあった場合も対応は御検討いただけるかどうかというところなのですが。

○渕上課長 具体的な事例というか御要望が出てくるかどうかは、私はちょっと把握をしていないのですけれども、通達だけ先行してやるというのはなかなか位置づけが明確ではないのかもしれませんと思います。特区の仕組みとしても、技術的にできるのですか。

○原委員 この林野の話はたまたま法律事項と通達と両方あったのですけれども、過去の初期メニューでも通達事項だけとか、政省令の話だけとかというのは幾らでもありましたので、それは制度的にも全く問題ないと思うのです。

○八田座長 それからこの場合2つの改革が含まれていて、一方は面積を5ヘクタールから膨らますことで、他方は対象者を膨らますことだから、対象者だけ先に膨らませておいて、後で広げたところに業者を引き込みましょうというのが秋山さんのお考えです。それはできるのではありませんか。

○渕上課長 民有林と国有林を一体的に活用する事業者を後押ししようという趣旨の中で、5ヘクタールという上限を10ヘクタールに拡大する措置と、対象者を広げる措置は一体的にやると考えております。通達改正を先行するというのは、少し私はイメージが湧いてこないです。

○諒訪課長補佐 済みません、少しよろしいでしょうか。

今回、法律は残念ながら廃案になってしまいましたけれども、そのときにあったことも含めて少し話をさせていただきたいのです。おっしゃられている御趣旨は、通達事項の対象者の拡大を先行してやることだと思います。おっしゃられていることはわかるの

ですけれども、臨時国会への法案提出に向けて調整していた際に、何を一番強く言われたかと言いますと、法律事項5へクタールから10へクタールという話ではなくて、対象者の拡大というところについて、非常に厳しい御意見がありました。内閣官房の方も同席されていたので、御存じだと思います。そうした経緯あるのでやはり国会の場で議論をやらないと、いろいろな御批判を我々も受けながら拡大しますと言っているので、我々としてはそういう意見があるのを軽視していくというのが、やはり我々の農林水産省の立場として言うと、ちょっと厳しいところがあるというのは御理解いただきたいと思います。

とはいっても、やらないと言うつもりはなく、国会での法律の審議を踏まえて、通達事項についても対応したいと考えています。それを軽視してやってしまうと、そのところが引っかかるてしまうとより厳しいのではないかと。

○藤原次長 ちょっと途中で済みません。

ほかの通達事項というのは当然のことながら全部やってもらっているのです。

それから、法律に書いてあるものでも特例措置ではないワンストップセンターのようなものも、来年度当初の設立を目指して今やっています。

したがって、逆に通達事項をやらない理由を説明していただくというのはなかなか難しいと思いますよ。

○渕上課長 国会での議論を踏まえずに、勝手にやるということですか。

○藤原次長 通達事項ですから。通達は国会で議論する話ではないですから。

○渕上課長 いや、これはセットでやるべきと僕らは考えておるわけで。

○藤原次長 いや、それは皆さんの解釈ですけれどもそうではないですよ。ほかのところはみんな通達は通達ですよ。

○渕上課長 これは特区について、法律の事項と通達の事項をやりたいというお話なので。

○藤原次長 まさに特区についてですよ。

○渕上課長 法案審議での議論を踏まえて、法律事項と通達事項をセットでやっていきます。

○藤原次長 何で法案審議をしないとできないのですか。逆に教えてください。

○渕上課長 私どもは、①と②はセットだと思っているのです。

○藤原次長 いや、皆さん是思われているかもしれないですけれども、政府の中ではほかの省の方々はみんな思っていないですよ。

○渕上課長 いや、思っていないことはないと思います。

○藤原次長 いや、皆さん思っていないです。

それは私の個人的見解を述べているのではなくて、各省ともそういう認識でやっています。

○渕上課長 そうではなくて、私どもは与野党の中でいろいろ議論をしていただいている中では、セットでやりますという説明もしていますし、いろんな方々もセットだと理解をしていただいていると、私どもは理解しています。

○藤原次長 それは、そう理解をさせてしまった方々の責任だと思いますよ。

○渕上課長 いや、内閣府さん、それはあなたたちも、与野党に対してセットで説明しているはずですよ。

○藤原次長 いや、これは項目としてはセットだけれども、法律事項と通達事項は違うのです。

○渕上課長 いや、セットでないという説明はしていなかったのではないですか。

○藤原次長 先生方にお聞きしてください。

○渕上課長 いや、先生方のお聞きすることではないのではないですか。

○藤原次長 いやいや、ここに先生方もいらっしゃるし。

○渕上課長 あなた方が与野党の場で説明したではないですか。そのときに、これはセットではないのですよと。分離してやるのだと。そういうこともありますよという話で説明していますか。していないでしよう。

○原委員 法案を出すタイミングを説明されたのだから、それは法案を出す前提で説明されていたのでしょう。それは別に全然おかしいとは思わないですよ。その時点で両方あわせて説明されたことについては。

だけど法案が実際にこの臨時国会では成立しなかったという環境になったわけですから。それで、もともとこれは順番が。

○渕上課長 でも、また法案は出すわけですよね。毎国会毎国会出すのですから。

○藤原次長 いや、やれることからやっていきましょうというのが原則ですから、こういうふうにやれるところからやればいいではないですか。

○渕上課長 それはやれるところからやっていくのは理解しますが、やれるところからやっていこうというのは、例えば次の国会とかでやはり法案の改正のところがスムーズにいって、そこで通達事項もセットでやっていくほうがスムーズにいくと思います。②の通達のところだけ技術的に先にやればいい、法案ではないのだからできると言われますけれども、国会での議論を踏まえた方がスムーズにいくと思います。

○藤原次長 諮問会議で、総理が3月におっしゃっているのですが、法案に関するものは国会で、そうではないものは年内に。成長戦略で定めたいいろんな省令事項とかは、全部年内にやっているのです。

できるものはどんどんやれとは総理の指示なのです。それを理解してくださいね。

○渕上課長 内閣府さんのおっしゃることは分かりましたが、省内で副大臣などと相談しなければなりません。

○藤原次長 そういう話であれば、こちらも副大臣にもちろん上げますよ。

○渕上課長 本当に。信じられないですよ。

○原委員 いや、だってそれは政府決定事項ではないのですか。10月にこれをやりますと決めて、何でやらないのかが全くわからないです。

○諒訪課長補佐 やらないと言っているわけではないのです。そこは誤解されないでいた

だきたいです。

この話を出したときに、一番議論があったのがこの対象者を拡大するということで、これは内閣官房、内閣府の一緒に行かれた方がいらっしゃるのでそれを聞いていただいて、その中でいろいろあって、我々としてはこここのところは非常に肝なのです。

そういうことも考えて、我々としてはやはり言ってらっしゃる方がいるところ、国会軽視できないということです。

○原委員 いや、別に軽視しろと全然言っていなくて。

○諏訪課長補佐 我々はやらないと言っているわけではないのです。そういう懸念がいろいろ言われているところなので、そこはやはり慎重にやらせていただきたいと言っているのです。

○原委員 いや、それは全然否定していなくて、通達の改正ですから別に国会を通さないといけないわけでも何でもないですけれども、ただ、国会議員の中にそこについて大変な問題意識を持ってらっしゃる方がいらっしゃるということであれば、そこは全然説明をせずに通達改正をいきなりやっちゃいましょうなんて全然思っていないですよ。それを説明したらしいではないですか。

○諏訪課長補佐 だから、それは国会の審議も得ながらではないですかと申し上げているところなのです。我々役人としては、やはりそういうふうになるところは御理解いただきたいです。

内閣府さんは内閣府さんで我々と違うので、おっしゃられるところがあるのは当然わかるのですけれども、我々としてはやはり言われている中で国会の審議を得ながらやるほうが、当然理にかなっているのではないのかなと。

○原委員 だから、やる方向でやり方を考えて、それを反対されている議員の方がいらっしゃるのだったら説明に行くとかやりようが幾らもあるではないですか。

○八田座長 基本的には原さんの言われるような線で進めて、だめだったらそれはそのとき考えるというのが筋だと思います。事務的にいろいろと詰めていただきたいのですが、我々としては国有林に関しては岩盤に穴を開けるような改革をやりたいから、その目的も頭に置いて事務的に詰めていただきたいと思います。要するに、大きな改革を持ち出せる環境をきちんとつくっておくということも重要であると思います。

ということで、こここのところは行政の専門家に御検討をお願いしたいと思います。

それでは、これに関しては他にはないですね。

どうも、お忙しいところをありがとうございました。